

各

地方厚生(支)局長
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第66号。以下「改正法」という。)については、平成30年6月27日に公布され、これに伴い医薬・生活衛生局所管の毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。)の一部が改正され、平成32年4月1日から施行することとされたところです。

また、改正法の施行に伴い、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令」(平成30年政令第291号。以下「改正政令」という。)及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第128号)(以下「改正省令」という。)が平成30年10月17日に公布され、平成32年4月1日から施行することとされたところです。

これらの改正の趣旨、内容等については下記のとおりですので、御了知の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

記

第1 改正の趣旨

改正法、改正政令及び改正省令は、地方分権改革に関する「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)を踏まえ、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を推進することを目的とするものである。

第2 改正法の内容（毒劇物法関係）

（1）毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限の移譲
毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限について、厚生労働大臣から都道府県知事に委譲すること。

これに伴い、毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る法定受託事務及び手数料に関する規定を削除する等、所要の改正を行うこと。

（2）経過措置

改正法の施行前に厚生労働大臣によりされた毒物若しくは劇物の原体の製造業若しくは輸入業の登録又は厚生労働大臣に対してされている登録等の申請等は、施行後は、都道府県知事によりされた登録等又は都道府県知事に対してされた登録等の申請とみなすこと。

改正法の施行前に厚生労働大臣に対してしなければならない毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等の申請等で、施行日前にその申請等がされていないものについては、施行後は、都道府県知事に対してその届出等がされていないものとみなして、改正後の規定を適用すること。

改正法の施行の際現に改正前の毒劇法第23条の規定により納付すべきであった手数料及び改正法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること。

第3 既存の通知等の取扱いについて

既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、改正法等の内容に合わせて、「地方厚生局」を「都道府県知事」と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

以上

平成30年10月17日

各
〔
地方厚生局長
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
〕
殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課長
(公 印 省 略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による毒物及び劇物取締法における毒物又は劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る事務・権限の委譲等について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第66号。以下「改正法」という。)については、平成30年6月27日に公布され、これにより「毒物及び劇物取締法」(昭和25年法律第303号)の一部が改正され、平成32年4月1日から施行することとされたところです。

また、改正法の施行に向けて、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令」(平成30年政令第291号。以下「改正政令」という。)及び「毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令」(平成30年厚生労働省令第128号。以下「改正省令」という。)がそれぞれ平成30年10月17日に公布され、平成32年4月1日から施行することとされたところです。

これらの改正の趣旨、内容等については平成30年10月17日薬生発1017第7号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等について」のとおりですが、その運用にあたっては下記の事項にご留意の上、貴管下市町村、関係団体、関係機関等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきよう、お願いいたします。

なお、本通知において、改正後の毒物及び劇物取締法を「毒劇法」、改正後の毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号)を「毒劇令」、改正後の毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)を「毒劇則」、改正前の毒物及び

劇物取締法を「旧毒劇法」、改正前の毒物及び劇物取締法施行令を「旧毒劇令」、改正前の毒物及び劇物取締法施行規則を「旧毒劇則」とそれぞれ略称します。

記

第1 毒物劇物の原体の製造業又は輸入業に関する改正法の運用上の留意点

1 毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録

(1) 改正法等による改正事項について

改正法の施行に伴い、毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録に関する事務・権限について、厚生労働大臣から都道府県知事に委譲されることとなる。

よって、毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録の申請先を、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事とした（毒劇法第4条第1項）ことから、都道府県知事は、毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録を行ったときは、その者に登録票を交付しなければならないこと。（毒劇令第33条）

(2) 都道府県知事が処理する事務に関する規定の削除

今回の権限委譲により、厚生労働大臣が登録の権限を有していた毒物劇物の原体の製造業又は輸入業について都道府県知事が権限を有することとなることから、厚生労働大臣の権限の一部を都道府県が行うこととする規定を削除すること。（旧毒劇法第23条の3及び旧毒劇令第36条の7）

2 毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の申請又は届出

(1) 毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録更新申請等

毒物劇物の原体の製造業又は輸入業に係る申請又は届出については、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に対して行うこと。（毒劇法第4条第1項及び第2項、第7条第3項、並びに第10条第1項）

(2) 登録票の書換え交付申請等

登録票の書換え交付及び再交付の申請、並びに毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者が登録を取り消された場合等における登録票の提出又は返納先は、当該製造業者又は輸入業者の製造所又は営業所の所在地の都道府県知事とされたこと。（毒劇令35条、第36条及び第36条の2）

(3) 登録が失効した場合の届出

毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者の登録が失効したとき、現に所有する特定毒物の品目及び数量を届け出る先は、失効時点の製造所又は営業所の所在地の都道府県知事とされたこと。（毒劇法第21条第1項）

(4) 申請書及び届出書の部数について

従前、厚生労働大臣に対して提出する申請又は届出を行うものについては、申請書又は届書を正副二通提出することとしていたが、当該規定は不要となったため、削除したこと（旧毒劇則第 20 条）。

(5) 法定受託事務に関する規定の削除

都道府県が行う、毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録の経由に関する事務（以下「経由事務」という。）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第一号法定受託事務とされていたが、改正法の施行に伴い、当該経由事務が存在しなくなるため、削除すること。（旧毒劇法第 23 条の 5、旧毒劇令第 36 条の 9）

(6) 手数料に関する規定の削除

改正法の施行に伴い、厚生労働大臣に申請する際に要する手数料に関する規定が不要となるため、削除すること。（旧毒劇法第 23 条及び旧毒劇令第 43 条）

3 毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の指導監督

毒物劇物の原体の製造業又は輸入業についての指導監督は、改正法等の施行に伴う事項について以下のとおり整理する。

(1) 指導監督の権限

毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者についての指導監督は、厚生労働大臣及び都道府県知事とされていたところ、改正法の施行に伴い、都道府県知事としたこと。（毒劇法第 18 条第 1 項）

(2) 緊急時の立入検査等（国の関与等）

保健衛生上の危害を防止するため、緊急時に厚生労働大臣による毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者への立入検査等を行うことができるものとしたこと。（毒劇法第 23 条の 2）

4 毒物劇物の製造業者又は輸入業者の処分

毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者の処分については、平成 11 年 8 月 27 日医薬発第 1036 号「毒物劇物監視指導指針の制定について」による「毒物劇物監視指導指針」第 6 の規定に従うこととしているが、改正法等の施行に伴う事項について以下のとおり整理する。

(1) 処分の権限

毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録権限がその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に委譲されたことに伴い、登録の取消し等の処分権限についてもその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に委譲された。(毒劇法第 19 条第 1 項から第 4 項まで)

これに伴い、従前は毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録の取消し等の処分を行う必要がある場合は、その旨を厚生労働大臣に具申することとされていたが、当該規定を削除したこと。(旧毒劇法第 19 条第 5 項)

(2) 登録の取消し処分における聴聞の公示

毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者の製造所又は営業所の所在地の都道府県知事は、毒劇法第 19 条第 2 項から第 4 項までの規定による登録の取消し又は毒物劇物取扱責任者の変更命令に係る行政手続法第 15 条第 1 項の通知をしたときは、聴聞の期間及び場所を公示しなければならないこと。(毒劇法第 20 条第 2 項)

(3) 処分の指示（国の関与等）

保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者に関する処分について、緊急時に厚生労働大臣により都道府県知事に対して指示をすることができることとしたこと（毒劇法第 19 条第 5 項）。

5 登録簿の送付

(1) 登録簿の送付に関する規定の削除

製造業又は輸入業の登録等については、一律に都道府県知事の権限となったことから、登録簿の送付に関する規定を削除したこと。(旧毒劇令第 36 条の 8、毒劇則第 23 条)

(2) 保存期間について

毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者の登録簿及び当該製造業者又は輸入業者に係る毒劇則第 1 条等に規定する資料(登録簿の記載項目に係る資料)については、当該製造業者又は輸入業者の登録が失効した年の翌年度の始期から起算して、それぞれの都道府県知事が定める保存期間の満了する日までの間、保存すること。

6 様式について

(1) 改正省令により変更された毒劇則の様式

改正省令により変更された毒劇則の様式は以下のとおりである。

別記第 1 号様式（第 1 条関係）：毒物劇物製造業・輸入業登録申請書

別記第 3 号様式（第 3 条関係）：毒物劇物製造業（輸入業、一般販売業、農薬用品目販売業、特定品目販売業）登録票

別記第 4 号様式（第 4 条関係）：毒物劇物製造業・輸入業登録更新申請書
別記第 8 号様式（第 5 条関係）：毒物劇物取扱責任者設置届
別記第 9 号様式（第 5 条関係）：毒物劇物取扱責任者変更届
別記第 10 号様式（第 10 条関係）：毒物劇物製造業・輸入業登録変更申請書
別記第 11 号様式の(1)（第 11 条関係）：変更届
別記第 11 号様式の(2)（第 11 条関係）：廃止届
別記第 12 号様式（第 11 条の 2 関係）：登録票（許可証）書換え交付申請書
別記第 13 号様式（第 11 条の 3 関係）：登録票（許可証）再交付申請書
別記第 15 号様式（第 14 条関係）：毒物劇物監視員身分証明書
別記第 16 号様式（第 15 条関係）：収去証
別記第 17 号様式（第 17 条関係）：特定毒物所有品目及び数量届書（失効時）

(2) 登録簿の様式

登録簿の様式については、昭和 59 年 4 月 2 日付け薬安第 25 号厚生省薬務局安全課長通知「行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律の施行に伴う毒物及び劇物取締法及び関係政省令の一部改正について」の別添 1 にて示したもののほか、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。）を引き続き用いること。

7 経過措置

(1) 改正法等による経過措置

改正法の施行前に毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録を受けた者は、同法の施行の日以降は、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事の登録を受けた者とみなす。（改正法附則第 11 条第 1 項）

改正政令の施行前に申請された書換え交付又は再交付の申請は、毒劇令によりその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事にされたものとみなす。（改正政令附則第 2 条第 1 項）

改正政令の施行前に交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた登録票は、それぞれその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた登録票とみなす。（改正政令附則第 2 条第 2 項）

旧毒劇令第 36 条第 3 項又は第 36 条の 2 第 1 項の規定により毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を与えた厚生労働大臣に返納しなければならない登録票について、改正政令の施行の日返納されていないものについては、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に返納されていないものとみなす。（改正政令附則第 2 条第 3 項）

改正省令の施行の際現にある旧毒劇則による様式（旧様式）により使用されている書類は、改正省令による改正後の様式によるものとみなす。また、現にある旧様

式による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができる。(改正省令附則第2条)

(2) 登録票の取扱について

改正法附則第11条第1項の規定により、その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事の登録を受けたとみなされた毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者に係る登録票については、改正法の施行後、当該製造業者又は輸入業者に新たに交付する必要はないが、当該製造業者又は輸入業者から登録票の書換え交付の申請があったときは、登録票を書き換えて交付するなど速やかに対応すること。

また、書換え交付の申請のない毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者の登録票については、次の登録の更新等の際に登録権限者の変更の旨説明し、毒劇令の各別記様式を案内すること。

(3) 登録簿の記載について

都道府県に管内所在の毒物劇物の原体の製造業者又は輸入業者の登録簿を備えること。また、既に当該登録簿を備えている場合は、改正法附則第11条第1項の規定により都道府県知事の登録を受けたものとみなされた登録簿については、「登録権限者の変更 ○○(元号) ○○年4月1日」の旨を記載すること。

(4) 登録簿等の送付について

改正法の施行前に毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録を受けた者は、同法の施行の日以降は、改正法附則第11条第1項の規定によりその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事の登録を受けたものとみなされたところであるため、各地方厚生局長は、改正法の施行前に登録を与えた毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録簿について、その製造所又は営業所の所在地の各都道府県知事に対して、書面又は電子情報処理組織により送付すること。なお、登録簿の送付に際しては、当該製造業者又は輸入業者に係る毒劇令第4条の5に規定する資料の他、必要に応じて過去の指導に係る書面等を添付し、円滑に引継がれたい。

送付を受けた都道府県知事は、当該毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録簿の備考欄に、「第8次地方分権一括法による権限委譲。○○(元号) ○○年4月1日」と記載すること。

また、改正法及び改正政令の施行前になされた申請等について、その申請等に伴う登録票の交付が同法及び同政令の施行の日以降となる場合は、都道府県知事が交付を行うこととなることから、必要に応じて申請書等を送付するなど、円滑に引継がれたい。

(5) 登録番号について

改正法の施行後、都道府県知事が新たに登録を行った毒物劇物の原体の製造業又は輸入業の登録番号の付与の方法については、各都道府県において定めるとおり行って差し支えないこと。

なお、既に付与されている製造業又は輸入業の登録番号は、変更しないこと。また、これらの業者が登録更新を行った場合でも、登録番号は変更するものではないこと。

8 毒物劇物取扱責任者の資格要件

毒物劇物取扱責任者の資格については、「毒物及び劇物取締法に係る法定受託事務の実施について」（平成13年2月7日付医薬化発第5号厚生労働省医薬局審査管理課化学物質安全対策室長通知）の第1の4を参考として審査すること。

9 その他

今回の権限委譲により不要となった読替規定等の削除や、毒劇則の項ずれ等を修正する改正を行ったこと。

第2 既存の通知等の取扱いについて

既存の通知等については、別途の通知等が発出されない限り、改正法等の内容に合わせて、「地方厚生局長」を「その製造所又は営業所の所在地の都道府県知事」と読み替えるなど、必要な読替えを行った上で、引き続き適用されるものであること。

以上

政令第二百九十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二十三条の四及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令の一部改正）

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第三十一条」を「第三十一条第一項」に改める。

（毒物及び劇物取締法施行令の一部改正）

第二条 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 手数料（第四十三条）」を削る。

第三十三条中「厚生労働大臣又は」を削る。

第三十五条第二項中「製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその」を「毒物劇物営業業者にあつてはその製造所、営業所又は」に、「（その店舗）」を「（販売業にあつてはその店舗）」に改め、同条第三項を削る。

第三十六条第二項及び第三項中「製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその」を「毒物劇物営業業者にあつてはその製造所、営業所又は」に改め、同条第四項を削る。

第三十六条の二第一項中「製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその」を「毒物劇物営業業者にあつてはその製造所、営業所又は」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣、」を削り、同条第三項を削る。

第三十六条の三第一項中「厚生労働大臣、」を削り、同条第二項を削る。

第三十六条の七から第三十六条の九までを削り、第三十六条の十を第三十六条の七とする。

第十一章を削る。

(知的障害者福祉法施行令の一部改正)

第三条 知的障害者福祉法施行令(昭和三十五年政令第百三三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に改める。

(地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正)

第四条 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

本則の表四十一の項から四十三の項までを次のように改める。

四十一	削除		
四十二	削除		
四十三	削除		

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関

する法律の施行の日（平成三十一年六月一日）から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに次条及び附則第三条の規定は、平成三十二年四月一日から施行する。

（毒物及び劇物取締法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の毒物及び劇物取締法施行令（第三項において「旧令」という。）第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定により毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者から厚生労働大臣に対してされている毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録票（以下この条において「登録票」という。）の書換え交付又は再交付の申請は、それぞれ第二条の規定による改正後の毒物及び劇物取締法施行令（第三項において「新令」という。）第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定によりその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に対してされた登録票の書換え交付又は再交付の申請とみなす。

2 第二条の規定の施行前に毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が厚生労働大臣から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた登録票は、それぞれその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事から交付され、又は書換え交付若しくは再交付を受けた登録票とみなす。

3 旧令第三十六条第三項又は第三十六条の二第一項の規定により毒物又は劇物の製造業者又は輸入業者が厚生労働大臣に対して返納しなければならない登録票で、第二条の規定の施行前にその返納がされていないものについては、新令第三十六条第三項又は第三十六条の二第一項の規定によりその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事に対して返納しなければならない登録票についてその返納がされていないものとみなす。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)の項を削る。

○厚生労働省令第百二十八号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律六十六号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令（平成三十年政令第二百九十一号）の施行に伴い、並びに毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十七条の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月十七日

厚生労働大臣 根本 匠

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後

(登録の申請)

第一条 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号。以下「法」という。）第四条第二項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録申請書は、別記第一号様式によるものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法の規定による登録等の申請又は届出（以下「申請等の行為」という。）の際都道府県知事に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一・二 (略)

3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる都道府県知事が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

第二条 法第四条第二項の毒物又は劇物の販売業の登録申請書は、別記第二号様式によるものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百

改正前

(登録の申請)

第一条 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号。以下「法」という。）第四条第二項の登録申請書は、別記第一号様式によるものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法の規定による登録等の申請又は届出（以下「申請等の行為」という。）の際地方厚生局長に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一・二 (略)

3 前項の場合において、同項第二号に掲げる書類について、当該登録申請書の提出先とされる地方厚生局長若しくは都道府県知事が、インターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合をその使用に係る電子計算機に入力することによつて、自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五に規定する自動公衆送信装置をいう。）に記録されている情報のうち前項第二号に掲げる書類の内容を閲覧し、かつ、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるときは、前項の規定にかかわらず、第一項の登録申請書に前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。

第二条 法第四条第三項の登録申請書は、別記第二号様式によるものとする。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百

十五号) 第四条第一項の許可若しくは同法第二十四条第一項の許可の申請の際当該登録申請書の提出先とされている都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)の市長若しくは特別区の区長に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一・二 (略)

3 (略)

(登録の更新の申請)

第四条 法第四条第三項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新は、登録の日から起算して五年を経過した日の一月前までに、別記第四号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

2 法第四条第三項の毒物又は劇物の販売業の登録の更新は、登録の日から起算して六年を経過した日の一月前までに、別記第五号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

(登録簿の記載事項)

第四条の五 登録簿に記載する事項は、法第六条に規定する事項のほか、次のとおりとする。

一・三 (略)

(削る)

(特定毒物研究者の許可の申請)

第四条の六 (略)

十五号) 第四条第一項の許可若しくは同法第二十四条第一項の許可の申請の際当該登録申請書の提出先とされている都道府県知事、地域保健法(昭和二十二年法律第一百号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)の市長若しくは特別区の区長に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該登録申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一・二 (略)

3 (略)

(登録の更新の申請)

第四条 法第四条第四項の毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新は、登録の日から起算して五年を経過した日の一月前までに、別記第四号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

2 法第四条第四項の毒物又は劇物の販売業の登録の更新は、登録の日から起算して六年を経過した日の一月前までに、別記第五号様式による登録更新申請書に登録票を添えて提出することによつて行うものとする。

(登録簿の記載事項)

第四条の五 登録簿に記載する事項は、法第六条に規定する事項のほか、次のとおりとする。

一・三 (略)

四 毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)以下「令」という。)第三十六条の八第一項の規定による登録簿の送付が行われる場合に於ては、登録等の権限を有する者の変更があつた旨及びその年月日

(特定毒物研究者の許可の申請)

第四条の六 (略)

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長。第四条の八において同じ。）に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一〇三（略）

四 第十一条の三の二第一項に規定する者にあつては、毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号。以下「令」という。）第三十六条の五第一項の規定により講じる措置の内容を記載した書面

（毒物劇物取扱責任者に関する届出）

第五条（略）

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一〇五（略）

3（略）

（登録の変更の申請）

第十条（略）

2 都道府県知事は、登録の変更をしたときは、遅滞なく、その旨及びその年月日を申請者に通知しなければならない。

2 前項の許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該許可申請書の提出先とされている都道府県知事（特定毒物研究者の主たる研究所の所在地が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域にある場合においては、指定都市の長。第四条の八において同じ。）に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該許可申請書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一〇三（略）

四 第十一条の三の二第一項に規定する者にあつては、令第三十六条の五第一項の規定により講じる措置の内容を記載した書面

（毒物劇物取扱責任者に関する届出）

第五条（略）

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている地方厚生局長、都道府県知事、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された書類については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

一〇五（略）

3（略）

（登録の変更の申請）

第十条（略）

2 地方厚生局長は、登録の変更をしたときは、遅滞なく、その旨及びその年月日を申請者に通知しなければならない。

(毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の届出)

第十一条 (略)

2 前項の届書(法第十条第一項第二号又は第十条の三第一号若しくは第四号に掲げる事項に係るものに限る。)には、設備の概要図を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出された設備の概要図については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(身分を示す証票)

第十四条 法第十八条第三項に規定する証票は、別記第十五号様式の定めるところによる。

(収去証)

第十五条 法第十八条第一項の規定により当該職員が毒物若しくは劇物又はその疑いのある物を収去しようとするときは、別記第十六号様式による収去証を交付しなければならない。

(削る)

(削る)

(毒物劇物営業者及び特定毒物研究者の届出)

第十一条 (略)

2 前項の届書(法第十条第一項第二号又は第十条の三第一号若しくは第四号に掲げる事項に係るものに限る。)には、設備の概要図を添付しなければならない。ただし、申請等の行為の際当該届書の提出先とされている地方厚生局長、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長に提出された設備の概要図については、当該届書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

(身分を示す証票)

第十四条 法第十七条第四項に規定する証票は、別記第十五号様式の定めるところによる。

(収去証)

第十五条 法第十七条第一項(令第三十六条の六第一項の規定により法第十七条第一項に規定する権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合を含む。)及び第二項の規定により当該職員が毒物若しくは劇物又はその疑いのある物を収去しようとするときは、別記第十六号様式による収去証を交付しなければならない。

(手数料の納付)

第十九条 法第二十三条の規定により国庫の収入となる手数料の納付は、それぞれその金額に相当する収入印紙を申請書にはつて行うものとする。

(申請書又は届書の提出部数)

第二十条 この省令の規定により地方厚生局長に提出する申請書又は届書の提出部数は、正副二通とする。

(削る)

(電子情報処理組織による事務の取扱い)

第十九条 都道府県知事(販売業については保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項において同じ。)は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務(次項において「登録等の事務」という。)の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)に記録し、これをもつて調製する。

2 (略)

(削る)

(読替規定)

第二十一条 製剤製造業者等(原体の製造(小分けを除く。))又は原体の輸入を行うため、第十条第一項に規定する登録の変更の申請を行う者を除く。)についての第一条及び第十条の規定の適用については、第一条第二項中「地方厚生局長」とあるのは「申請等の行為の際当該登録申請書の提出先とされている都道府県知事に提出され、又は当該都道府県知事を経由して地方厚生局長」と、第十条第二項中「地方厚生局長」とあるのは「都道府県知事」とする。

(電子情報処理組織による事務の取扱い)

第二十二条 厚生労働大臣又は都道府県知事(保健所を設置する市の市長及び特別区の区長を含む。次項及び次条において同じ。)は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録及び登録の更新に関する事務(次項及び次条第一項において「登録等の事務」という。)の全部又は一部を電子情報処理組織によつて取り扱うことができる。この場合においては、登録簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)に記録し、これをもつて調製する。

2 (略)

(電子情報処理組織による登録簿の送付の特例)

第二十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定により電子情報処理組織によつて登録等の事務を取り扱う場合において、令第三十六条の八の規定により登録簿のうち同条第一項又は第二項に規定する者に関する部分を都道府県知事又は厚生労働大臣に送付しなければならないときは、同条の規定にかかわらず、当該部分の送付に代えて、電子情報処理組織によつて当該部分の内容を当該都道府県知事又は厚生労働大臣に通知することが

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出(特定毒物研究者に係るものを除く。)については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類を提出することによつて行うことができる。

(表略)

(削る)

(フレキシブルディスクの構造)

第二十一条 前条のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号(昭和六十二年)に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

できる。ただし、電子情報処理組織によつて登録等の事務を取り扱わない都道府県知事に対して行う通知は、書面によつて行うものとする。

2

厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る事項について、登録簿に記載(前条第一項の規定により、磁気ディスクをもつて調製する登録簿にあつては、記録)をしなければならない。

(フレキシブルディスクによる手続)

第二十四条 次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる書類の提出(特定毒物研究者に係るものを除く。)については、これらの書類の各欄に掲げる事項を記録したフレキシブルディスク並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類(次項において「フレキシブルディスク等」という。)を提出することによつて行うことができる。

(表略)

2

前項の規定により同項の表の下欄に掲げる書類の提出に代えてフレキシブルディスク等を提出する場合には、第二十条中「正副二通」とあるのは、「フレキシブルディスク一枚並びに申請者又は届出者の氏名及び住所並びに申請又は届出の趣旨及びその年月日を記載した書類正副二通」とする。

(フレキシブルディスクの構造)

第二十五条 前条第一項のフレキシブルディスクは、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X六二二三号(昭和六十二年)に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

(フレキシブルディスクへの記録方式)

第二十二條 第二十條のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一・二 (略)

(フレキシブルディスクに貼り付ける書面)

第二十三條 第二十條のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二 (略)

(権限の委任)

第二十四條 法第二十三條の三第一項及び令第三十六條の七第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

(削る)

(削る)

(削る)

一 法第十九條第五項(法第二十二條第四項において準用する場合を含む。)に規定する権限

二 法第二十二條第七項において準用する法第二十二條第二項に規定する権限

(削る)

三 (略)

四 法第二十三條の二第一項に規定する権限

第二十六條 第二十四條第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一・二 (略)

(フレキシブルディスクにはり付ける書面)

第二十七條 第二十四條第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号(昭和六十二年)に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二 (略)

(権限の委任)

第二十八條 法第二十三條の六第一項及び令第三十六條の十第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第四号から第六号まで(第六号に掲げる権限にあつては厚生労働大臣が第五号に掲げる権限を自ら行った場合に限る。)、第八号及び第九号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。

一 法第四條第一項及び第二項(法第九條第二項において準用する場合を含む。)に規定する権限

二 法第七條第三項(法第二十二條第四項において準用する場合を含む。)に規定する権限

三 法第十條第一項に規定する権限

四 法第十七條第一項に規定する権限

五 法第十九條(法第二十二條第四項において準用する場合を含む。)に規定する権限

六 法第二十二條第二項(法第二十二條第七項において準用する場合を含む。)に規定する権限

七 法第二十一條第一項(同條第四項において準用する場合を含む。)に規定する権限

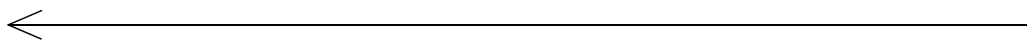
八 法第二十二條第六項に規定する権限

九 法第二十三條の三第一項に規定する権限

(削る)
(削る)
(削る)
(削る)
(削る)

十 令第三十五条第二項に規定する権限
十一 令第三十六条第二項及び第三項に規定する権限
十二 令第三十六条の二第一項に規定する権限
十三 令第三十六条の三第一項に規定する権限
十四 令第三十六条の七第三項に規定する権限
十五 令第三十六条の八第二項及び第三項に規定する権限

別記第一号様式を次のように改める。



別記第1号様式(第1条関係)

毒物劇物 製造業 登録申請書
輸入業

製造所(営業所)	所在地	
	名称	
製造(輸入)品目	類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
備考		

上記により、毒物劇物の 製造業 輸入業 の登録を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

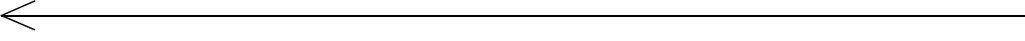
氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) 印

都道府県知事 殿

(注意)

- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 製造(輸入)品目欄には、次により記載すること。
 - 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第三号様式を次のように改める。



別記第3号様式(第3条関係)

登録番号第 号

毒物劇物製造業(輸入業、一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業)登録票

氏名(法人にあつては、その名称)

製造所(営業所又は店舗)の所在地

製造所(営業所又は店舗)の名称

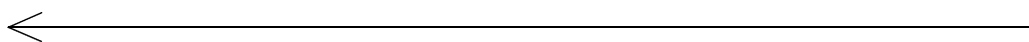
毒物及び劇物取締法第4条の規定により登録を受けた毒物劇物の製造業(輸入業、一般販売業、農業用品目販売業、特定品目販売業)者であることを証明する。

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 ④
特別区区长

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

別記第四号様式を次のように改める。



毒物劇物 製造業 登録更新申請書
輸入業

登録番号及び 登録年月日		
製造所(営業所)	所在地	
	名称	
製造(輸入)品目	類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
毒物劇物取扱責任者	氏名	
	住所	
備考		

上記により、毒物劇物の 製造業 輸入業 の登録の更新を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

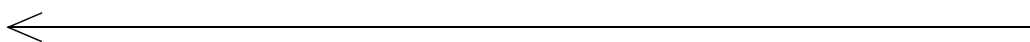
氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ㊞

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 製造(輸入)品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (3) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (4) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第八号様式を次のように改める。



毒物劇物取扱責任者設置届

業 務 の 種 別		
登録番号及び登録年月日		
製造所(営業所、店舗、事業場)	所在地	
	名 称	
毒物劇物取扱責任者	氏 名	
	住 所	
	資 格	
備 考		

上記により、毒物劇物取扱責任者の設置の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所)
の所在地

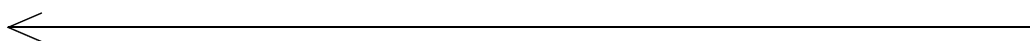
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印

都 道 府 県 知 事
保 健 所 設 置 市 市 長 殿
特 別 区 区 長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物又は劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は業務上取扱者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目販売業にあつてはその旨を、業務上取扱者にあつては令第 41 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号の別を付記すること。
- 4 業務上取扱者にあつては、登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。
- 5 毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第 8 条第 1 項の第何号に該当するかを記載すること。同項第 3 号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれかに合格した者であるかを併記すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合には、その旨を付記すること。

別記第九号様式を次のように改める。



毒物劇物取扱責任者変更届

業 務 の 種 別		
登録番号及び登録年月日		
製造所(営業所、 店舗、事業場)	所 在 地	
	名 称	
変更前の毒物劇 物取扱責任者	住 所	
	氏 名	
変更後の毒物劇 物取扱責任者	住 所	
	氏 名	
	資 格	
変 更 年 月 日		
備 考		

上記により、毒物劇物取扱責任者の変更の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

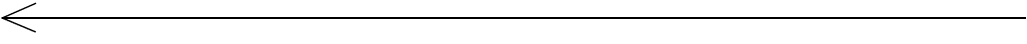
氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ㊞

都 道 府 県 知 事
保健所設置市市長 殿
特 別 区 区 長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物又は劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は業務上取扱者の別を記載すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目販売業にあつてはその旨を、業務上取扱者にあつては令第41条第1号、第2号及び第3号の別を付記すること。
- 4 業務上取扱者にあつては、登録番号及び登録年月日欄に業務上取扱者の届出をした年月日を記載すること。
- 5 変更後の毒物劇物取扱責任者の資格欄には、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載すること。同項第3号に該当する場合には、一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験又は特定品目毒物劇物取扱者試験のいずれかに合格した者であるかを併記すること。ただし、附則第3項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目毒物劇物取扱者試験に合格した者である場合には、その旨を付記すること。

別記第十号様式を次のように改める。



毒物劇物 製造業 登録変更申請書
輸入業

登録番号及び登録年月日			
製造所(営業所)	所在地		
	名称		
新たに製造(輸入)する品目		類別	化学名(製剤にあつては、化学名及びその含量)
備	考		

上記により、毒物劇物 製造業 輸入業 の登録の変更を申請します。

年 月 日

住所 } 法人にあつては、主たる事務所の所在地

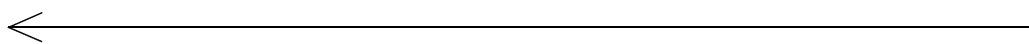
氏名 } 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 ㊞

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 新たに製造(輸入)する品目欄には、次により記載すること。
 - (1) 類別は、法別表又は毒物及び劇物指定令による類別によること。
 - (2) 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。
 - (3) 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。
 - (4) 品目の全てを記載することができないときは、この欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

別記第十一号様式の(1)を次のように改める。



変 更 届

業 務 の 種 別			
登 録 (許 可) 番 号 及 び 登 録 (許 可) 年 月 日			
製 造 所 (営 業 所 、 店 舗 、 主 たる 研 究 所)	所 在 地		
	名 称		
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

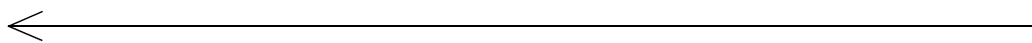
氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ⑩

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
保 健 所 設 置 市 市 長 殿
特 別 区 区 長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみ取り扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。
- 4 品目の廃止に係る変更の場合は、変更内容欄の変更前の箇所は廃止した品目を、変更後の箇所は「廃止」と記載すること。

別記第十一号様式の(2)を次のように改める。



廃 止 届

業 務 の 種 別		
登 録 (許 可) 番 号 及 び 登 録 (許 可) 年 月 日		
製 造 所 (営 業 所 、 店 舗 、 主 たる 研 究 所)	所 在 地	
	名 称	
廃 止 年 月 日		
廃止の日に現に所有する毒物 又は劇物の品名、数量及び保 管 又 は 処 理 の 方 法		
備 考		

上記により、廃止の届出をします。

年 月 日

住所 (法 人 に あ つ て は 、 主 たる 事 務 所
の 所 在 地)

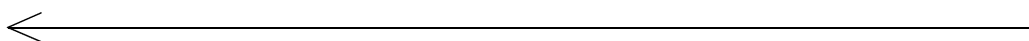
氏名 (法 人 に あ つ て は 、 名 称 及 び 代 表
者 の 氏 名) ⑩

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
保 健 所 設 置 市 市 長
特 別 区 区 長
殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、毒物若しくは劇物の製造業、輸入業、一般販売業、農業用品目販売業若しくは特定品目販売業又は特定毒物研究者の別を記載すること。ただし、附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみ取扱いに係る特定品目販売業にあつては、その旨を付記すること。

別記第十二号様式を次のように改める。



登録票(許可証)書換え交付申請書

登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日			
製造所(営業所、 店舗、主たる 研究所)	所在地		
	名称		
変更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日			
備 考			

製造業
輸 入 業
上記により、毒物劇物一般販売業 登録票の書換え交付を申請します。
農業用品目販売業
特定品目販売業
特定毒物研究者許可証

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

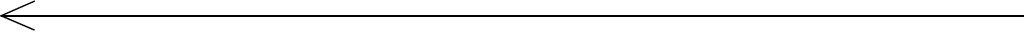
氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ⑩

都道府県知事
指定都市の長 殿
保健所設置市市長
特別区区长

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

別記第十三号様式を次のように改める。



登録票(許可証)再交付申請書

登録(許可)番号及び 登録(許可)年月日		
製造所(営業所 、店舗、主たる 研究所)	所在地	
	名称	
再交付申請の理由		
備考		

製造業
 輸 入 業
 上記により、 毒物劇物一般販売業 登録票の再交付を申請します。
 農業用品目販売業
 特定品目販売業
 特定毒物研究者許可証

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

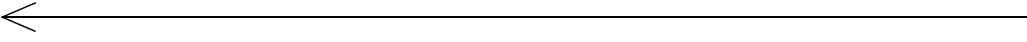
氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) 印

都道府県知事
指定都市の長 殿
保健所設置市市長
特別区区長

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 附則第 3 項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業にあつては、その旨を備考欄に記載すること。

別記第十五号様式を次のように改める。



別記第 15 号様式(第 14 条関係)

表

← 85mm →		写 真
第 号	毒物劇物監視員 身分証明書	
所属庁 氏名	年 月 日生	53 mm
	年 月 日発行	
厚生労働省(地方厚生局、都道府県、 指定都市、保健所設置市又は特別区) ㊞		

裏

毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)抜すい
(立入検査等)

第 18 条 都道府県知事は、保健衛生上必要があると認めるときは、毒物劇物営業者若しくは特定毒物研究者から必要な報告を徴し、又は薬事監視員のうちからあらかじめ指定する者に、これらの者の製造所、営業所、店舗、研究所その他業務上毒物若しくは劇物を取り扱う場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、毒物、劇物、第 11 条第 2 項の政令で定める物若しくはその疑いのある物を収去させることができる。

2 前項の規定により指定された者は、毒物劇物監視員と称する。

3 毒物劇物監視員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

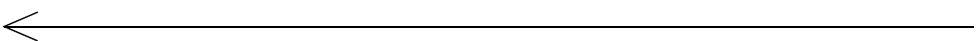
4 第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第 23 条の 2 第 18 条第 1 項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務(製剤の製造(製剤の小分けを含む。)若しくは原体の小分けのみを行う製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者に係る同項に規定する権限に属するものを除く。以下この条において同じ。)は、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると厚生労働大臣が認める場合にあつては、厚生労働大臣又は都道府県知事が行うものとする。この場合においては、この法律の規定中都道府県知事に関する規定(当該事務に係るものに限る。)は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 (略)

別記第十六号様式中「辨17条」を「辨18条」に改める。

別記第十七号様式を次のように改める。



特定毒物所有品目及び数量届書

登録(許可)の失効 等の年月日	
登録(許可)の失効 等の事由	
特定毒物の品目及 び数量	

上記により、特定毒物所有品目及び数量の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所
の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表
者の氏名) ⑩

都道府県知事
指定都市の長 殿
保健所設置市市長
特別区区长

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の整備に関する法律附則第一条第五号に規定する日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令 新旧対照条文 目次

○	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）（抄）（第一条関係）	1
○	毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）（抄）（第二条関係）	2
○	知的障害者福祉法施行令（昭和三十五年政令第百三号）（抄）（第三条関係）	9
○	地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第四条関係）	10
○	地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第三条関係）	13

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整理に関する政令
 ○ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）（抄）（第一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第三条 法第三十条第二項の規定による国庫の負担は、各年度において都道府県が同条第一項の規定により負担した費用の額から、その年度における法第三十一条第一項の規定により徴収する費用の額の予定額（徴収した費用の額が予定額を超えたときは、徴収した額）及びその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額について行うものとする。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>第三条 法第三十条第二項の規定による国庫の負担は、各年度において都道府県が同条第一項の規定により負担した費用の額から、その年度における法第三十一条の規定により徴収する費用の額の予定額（徴収した費用の額が予定額を超えたときは、徴収した額）及びその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額について行うものとする。</p> <p>2・3（略）</p>

改正後	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第十章（略）</p> <p>（削る）</p> <p>附則</p> <p>（登録票の交付等）</p> <p>第三十三条 都道府県知事（毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が、地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区长）は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を行ったときは、厚生労働省令の定めるところにより、登録を申請した者に登録票を交付しなければならない。毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を更新したときも、同様とする。</p> <p>（登録票又は許可証の書換え交付）</p> <p>第三十五条（略）</p> <p>2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に登録票又は許可証を添え、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十章（略）</p> <p>第十一章 手数料（第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（登録票の交付等）</p> <p>第三十三条 厚生労働大臣又は都道府県知事（毒物又は劇物の販売業にあつては、その店舗の所在地が、地域保健法（昭和二十二年法律第一百号）第五条第一項の政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区长）は、毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を行ったときは、厚生労働省令の定めるところにより、登録を申請した者に登録票を交付しなければならない。毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業の登録を更新したときも、同様とする。</p> <p>（登録票又は許可証の書換え交付）</p> <p>第三十五条（略）</p> <p>2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に登録票又は許可証を添え、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営</p>

店舗の所在地の都道府県知事（販売業にあつてはその店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条第二項及び第三項並びに第三十六条の二第一項において同じ。）に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。次条第二項及び第三項、第三十六条の二第一項並びに第三十六条の六において同じ。）に対して行わなければならない。

（削る）

（登録票又は許可証の再交付）

第三十六条（略）

2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、登録票若しくは許可証を破り、又は汚した毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、申請書にその登録票又は許可証を添えなければならない。

3 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の再交付を

業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事（その店舗の所在地が、保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長。次条第二項及び第三項並びに第三十六条の二第一項において同じ。）に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事（その主たる研究所の所在地が、指定都市の区域にある場合においては、指定都市の長。次条第二項及び第三項、第三十六条の二第一項並びに第三十六条の六において同じ。）に対して行わなければならない。

3 第三十六条の七第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事が製造業又は輸入業の登録を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、同項中「都道府県知事を経由して厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

（登録票又は許可証の再交付）

第三十六条（略）

2 前項の申請は、厚生労働省令で定めるところにより、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に対して行わなければならない。この場合において、登録票若しくは許可証を破り、又は汚した毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、申請書にその登録票又は許可証を添えなければならない。

3 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、登録票又は許可証の再交付を

受けた後、失った登録票又は許可証を発見したときは、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に、これを返納しなければならない。

(削る)

(登録票又は許可証の返納)

第三十六条の二 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、法第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消され、若しくは業務の停止の処分を受け、又は営業若しくは研究を廃止したときは、毒物劇物営業者にあつてはその製造所、営業所又は店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に、その登録票又は許可証を速やかに返納しなければならない。

2 都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第十九条第四項の規定により業務の停止の処分を受けた者については、業務停止の期間満了の後、登録票又は許可証を交付するものとする。

受けた後、失った登録票又は許可証を発見したときは、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に、これを返納しなければならない。

4 第三十六条の七第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が製造業又は輸入業の登録を行うこととされている場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事を経由して厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

(登録票又は許可証の返納)

第三十六条の二 毒物劇物営業者又は特定毒物研究者は、法第十九条第二項若しくは第四項の規定により登録若しくは特定毒物研究者の許可を取り消され、若しくは業務の停止の処分を受け、又は営業若しくは研究を廃止したときは、製造業者又は輸入業者にあつてはその製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、販売業者にあつてはその店舗の所在地の都道府県知事に、特定毒物研究者にあつてはその主たる研究所の所在地の都道府県知事に、その登録票又は許可証を速やかに返納しなければならない。

2 厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、法第十九条第四項の規定により業務の停止の処分を受けた者については、業務停止の期間満了の後、登録票又は許可証を交付するものとする。

(削る)

(登録簿又は特定毒物研究者名簿)

第三十六条の三 都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、登録簿又は特定毒物研究者名簿を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

(削る)

(削る)

3 第三十六条の七第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が製造業又は輸入業の登録を行うこととされている場合における前二項の規定の適用については、第一項中「都道府県知事を経由して厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、前項中「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」とする。

(登録簿又は特定毒物研究者名簿)

第三十六条の三 厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市の長、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、登録簿又は特定毒物研究者名簿を備え、厚生労働省令で定めるところにより、必要な事項を記載するものとする。

2 第三十六条の七第一項(第一号又は第三号に係る部分に限る。)の規定により都道府県知事が製造業又は輸入業の登録又は登録の変更を行うこととされている場合における前項の規定の適用については、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事」とする。

(都道府県が処理する事務)

第三十六条の七 法に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、製造所又は営業所の所在地の都道府県知事が行うこととする。ただし、厚生労働大臣が第四号に掲げる権限に属する事務を自ら行うことを妨げない。

一 法第四条第一項に規定する権限に属する事務のうち、製剤の製造(製剤の小分けを含む。以下同じ。)若しくは原体の小分けのみを行う

製造業者又は製剤の輸入のみを行う輸入業者（以下「製剤製造業者等」という。）に係る登録に関するもの

二 製剤製造業者等に係る法第七条第三項、第十条第一項、第十七条第一項、第十九条第一項から第四項まで及び第二十一条第一項に規定する権限に属する事務

三 製剤製造業者等に係る法第九条第一項に規定する権限に属する事務のうち、製剤の製造若しくは原体の小分けのみに係る登録の変更又は製剤の輸入のみに係る登録の変更に関するもの

四 製業者及び輸入業者（製剤製造業者等を除く。）に係る法第十七条第一項に規定する権限に属する事務

2 前項の場合においては、法の規定中同項の規定により都道府県知事が行う事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により同項第四号に掲げる事務を行つた場合において、製造業者又は輸入業者（製剤製造業者等を除く。）につき法第十九条第一項から第四項までの規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を付して、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

4 第一項の場合においては、法第四条第二項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）、第七条第三項、第十条第一項及び第二十一条第一項中「都道府県知事を経て、厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとし、法第十九条第五項の規定は、適用しない。

(削る)

(登録簿の送付)

第三十六条の八 厚生労働大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けている者（製剤の製造、原体の小分け又は製剤の輸入を行う者に限る。）から原体の製造（小分けを除く。次項において同じ。）又は原体の輸入を廃止した旨の届出があつたときは、登録簿のうち当該登録を受けている者に関する部分を都道府県知事に送付しなければならない。この場合において、都道府県知事は、当該届出をした者に新たな登録票を交付するものとする。

2 都道府県知事は、製剤製造業者等が原体の製造又は輸入に係る登録の変更を受けたときは、登録簿のうち当該登録の変更を受けた者に関する部分を厚生労働大臣に送付しなければならない。この場合において、厚生労働大臣は、当該登録の変更を受けた者に新たな登録票を交付するものとする。

3 前二項の規定により登録票の交付を受けた者は、第一項に定める場合にあつては都道府県知事を経由して厚生労働大臣に、前項に定める場合にあつては都道府県知事に、既に交付を受けた登録票を速やかに返納しなければならない。

(事務の区分)

第三十六条の九 第三十五条第二項（経由に係る部分に限る。）、第三十六条第二項及び第三項（経由に係る部分に限る。）、第三十六条の二第一項（経由に係る部分に限る。）、第三十六条の七第一項（第四号に係る部分に限る。）

(削る)

(権限の委任)

第三十六条の七 (略)

(削る)

(削る)

る部分に限る。)並びに前条第二項及び第三項(経由に係る部分に限る。
。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自
治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(権限の委任)

第三十六条の十 (略)

第十一章 手数料

(手数料)

第四十三条 法第二十三条に規定する政令で定める手数料の額は、次の各
号に掲げる区分ごとに、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- 一 厚生労働大臣が行う毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を申請
する者 一万四千円
- 二 前号の登録の更新を申請する者 一万円
- 三 第一号の登録の変更を申請する者 八千八百円

改正後	現行
<p>（都道府県又は国の負担）</p> <p>第五条 法第二十五条又は第二十六条の規定による都道府県又は国の負担は、各年度において、法第二十二條第三号又は第四号に掲げる法第十五條の四又は第十六條第一項第二号の行政措置に要する費用について、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第二十二條第三号又は第四号に掲げる費用（法第十五條の四又は第十六條第一項第二号の行政措置に要する費用に限る。）の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第二十七條第一項の規定による徴収金の額を控除した額について行う。</p>	<p>（都道府県又は国の負担）</p> <p>第五条 法第二十五条又は第二十六条の規定による都道府県又は国の負担は、各年度において、法第二十二條第三号又は第四号に掲げる法第十五條の四又は第十六條第一項第二号の行政措置に要する費用について、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第二十二條第三号又は第四号に掲げる費用（法第十五條の四又は第十六條第一項第二号の行政措置に要する費用に限る。）の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第二十七條の規定による徴収金の額を控除した額について行う。</p>

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）（第四条関係）（傍線部分は改正部分）

改正後			現行				
(略)			<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>				
標準事務	(略)	標準事務				(略)	金額
手数料を徴収する事務	(略)	手数料を徴収する事務				(略)	金額
金額	(略)	金額	(略)	二万六百元			
四十一 削除	(削る)	四十一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録（毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年	毒物及び劇物取締法第四條第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の申請に係る經由				

四十三 削除	四十二 削除	
(削る)	(削る)	
(削る)	(削る)	

<p>四十三 毒物及び劇物取締法第九条第二項において準用する同法第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更に係る経由に関する事務</p>	<p>四十二 毒物及び劇物取締法第四条第四項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新に係る経由に関する事務</p>	<p>政令第二百六十一号)第三十六条の七第一項第一号に規定する登録を除く。以下この項から四十三の項までにおいて同じ。(に係る経由に関する事務</p>
<p>毒物及び劇物取締法第九条第二項において準用する同法第四条第二項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の変更の申請に係る経由</p>	<p>毒物及び劇物取締法第四条第四項の規定に基づく毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録の更新の申請に係る経由</p>	
円 三千二百	円 六千八百	

備考 (略)	(略)
	(略)
	(略)
備考 (略)	(略)
	(略)
	(略)

		改正後	
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考（略）			
(略)	(削る)	(略)	政令
(略)	(削る)	(略)	事務
		現行	
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考（略）			
(略)	毒物及び劇物取締法 施行令（昭和三十年 政令第二百六十一号）	(略)	政令
(略)	第三十五条第二項（経由に係る部分に限る。 ）、第三十六条第二項及び第三項（経由に係 る部分に限る。）、第三十六条の二第一項（ 経由に係る部分に限る。）、第三十六条の七 第一項（第四号に係る部分に限る。）並びに 第三十六条の八第二項及び第三項（経由に係 る部分に限る。）の規定により都道府県が処 理することとされている事務	(略)	事務